

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	八木大久保 (八木大久保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻と玉ねぎ、レタス等の露地野菜による農業を営む農家が多い。農地は圃場整備が完了している。
農地の耕作放棄田は現状少ないが、地域内の1/4は借受者による耕作地となっている。これは農家の高齢化、後継者不足による事であり今後ますます高齢化が進むことから耕作放棄田が増えることが懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と玉ねぎ、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っている。
水稻については個人経営で行っており、効率的かつ効果的な営農が行われていないため、今後は土地利用型農業の共同化やオペレーターの育成を進めていく。
玉ねぎ等についても高齢化が進み、機械化が必要となっているため機械の共同化を検討していくとともに、新たな担い手についても集落で受入体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を手放す農家が現れた場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸し付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の新規就農希望者及び他地域からの就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域の水稻作はそれらの担い手に作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策として、シカやイノシシの集落被害状況を確認し、被害が多い山林の境界に防護柵を整備した。
- ⑦畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理など地域内で計画的に行っている。